

# 熊本県公立学校事務職員協会会則

平成19年5月23日 改正

平成21年5月26日 改正

平成22年5月25日 改正

平成24年5月23日 改正

平成27年5月19日 改正

平成30年5月23日 改正

令和元年(2019年)5月24日 改正

令和3年(2021年)5月21日 改正

## 第1章 総則

第1条 本会は熊本県公立学校事務職員協会(以下、「本会」という。)と称する。

第2条 本会の本部は会長の勤務する学校に置く。

第3条 本会は会員相互の緊密な連携のもとに学校教育事務の研究と学校事務職員の資質向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 事務職員の教養と資質向上に関すること
- 2 事務の研究並びに能力の増進に関すること
- 3 各事務職員の連絡提携に関すること
- 4 その他本会の目的達成に必要なこと

## 第2章 組織

第5条 本会は熊本県公立高等学校・特別支援学校に勤務し、事務に従事する職員をもって構成する。(以下、「会員」という。)

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1人 会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長 3人 会長を補佐し、会長に事故ある時は会長が指名したものが代理する。  
なお、必要に応じて、1人追加することができる。
- 3 理事 3人 会計並びに事務を処理する。
- 4 代議員 9人 本会の重要事項を審議する。
- 5 監事 3人 会計を監査する。

第7条 役員を選出は次の方法による。

- 1 会長、副会長・監事(各地区から1人)は、代議員の推薦により総会において選出する。
- 2 理事は会長が委嘱する。
- 3 代議員は地区別に選出する。

地区の区分は

- 1 城北(荒尾市、玉名郡市、山鹿市、菊池郡市、阿蘇郡市)3人
- 2 熊本(熊本市)2人
- 3 城南(宇土市、宇城市、上益城郡、八代市、芦北郡、水俣市、人吉市、球磨郡、天草市、上天草市、天草郡)4人とする。

## 第4章 機関

第8条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 年1回開催し、次の事項を決める。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。なお、総会は会員の過半数をもって成立し、委任状をもって出席に代えることができる。また、総会の開催が困難な特段の事情が生じた場合は、代議員会の承認により、書面決議による議決を利用して総会を開くことができる。

- (1) 会長、副会長及び監事の選出
  - (2) 会則の改正
  - (3) 予算の議決及び決算の承認
  - (4) 研究の発表並びに議決
  - (5) 宣言及び決議文の決議
- 2 代議員会 会長、副会長、理事、代議員をもって構成し、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。
- (1) 会則の改正
  - (2) 会の事業
  - (3) 予算並びに決算
  - (4) その他本会の重要事項
- 3 理事会 会長、副会長、理事をもって構成し、必要に応じて開催し、事務を処理する。
- 第9条 本会役員の任期は1ケ年とする。ただし、再任を妨げない。欠員の補充によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。
- 第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が理事会の承認を経て会長経験者を委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。
- 第11条 本会の運営に必要な委員会を設置することができる。委員会は、会長が設置し、委員は会長が委嘱する。

## 第5章 会計

- 第12条 本会の会費は会員が負担するものとし、その金額については、毎年度総会において決定する。
- 第13条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 毎会計年度の終わり並びに必要な応じ会計を監査する。

## 第6章 議決

- 第15条 本会の議決は出席会員の2分の1以上の賛成による。また、特段の事情により書面決議を行った場合の議決は、会員の2分の1以上の賛成による。